

平成29年分決算・確定申告説明会

*医療費控除が変わりました



*平成31年10月～消費税が10%へ

消費税の軽減税率制度が導入されます

平成29年分の確定申告の時期が近づいて参りました。

今回も税制改正が行われ、皆様に影響してくるであろう改正がなされております。

さらに、今回の説明会では確定申告における税制改正と、消費税の軽減税率制度について、下記の通り八女税務署上席国税調査官並びに税理士より説明解説していただきます。

この機会に多数ご参加くださいますようお願い申し上げます。

記



◆日時 平成30年1月16日(火) 午後2時

◆場所 八女商工会議所 2階 大ホール

◆講師 1) 八女税務署 個人課税部門 上席国税調査官

友納 幸治 氏

2) 税理士

室園 和也 氏

◆主催 八女商工会議所

